

情報・システム研究機構国立情報学研究所研究代表者等人件費相当財源等に関する
取扱いについて

令和6年9月12日
所長裁定

この取扱いは、「競争的研究費の直接経費による研究代表者の人件費の支出に関する実施要領」（令和3年12月9日機構長裁定）を踏まえ、国立情報学研究所における研究代表者（PI）等の人件費相当財源等に関する取扱いについて、必要な事項を定める。

1. PI 等人件費相当財源の活用方針

(1) 目標

PI 等の給与水準の向上や、研究に専念できる環境整備等による当該 PI 等のパフォーマンス向上を図るとともに、若手研究者をはじめとした多様かつ優秀な研究人材の確保等による研究所の研究力強化に活用する。

(2) 上記目標を達成するための具体的な経費の使途・活用策

○研究「人材」の戦略的強化

- ・直接経費から人件費を支出した PI 等の給与水準の向上
- ・直接経費から人件費を支出した PI 等の研究環境の整備
- ・若手研究者の新規雇用
- ・リサーチ・アシスタントの給与水準の改善

○多様かつ継続的な挑戦を支援する研究「資金」の配分

- ・若手研究者のスタートアップ研究の支援
- ・当該研究からスピナウトした研究への支援

○魅力ある研究「環境」の整備

- ・共用研究設備・機器の充実
- ・若手研究者や PI 等向けの共用設備等の無償化や低廉な使用料の設定

(3) 配分割合

PI 等人件費相当財源の PI 等と研究所との配分割合は 90：10 を原則とし、これによらない場合は PI 等と所長で協議のうえ決定する。

(4) PI 等人件費相当額財源の活用方針については所属する研究者の意向等も踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

2. PI 等のエフォート管理

所長は、PI 等が当該研究活動に専念できるよう、PI 等の担当業務の軽減又は業務の効率化を行うなど、エフォートを確保するための必要な措置を適切に講じるよう努めるものとする。

3. その他

- (1) その他必要事項については、所長が別に定める。
- (2) この取扱いは、令和 6 年 10 月支給分から適用する（令和 4 年 9 月 28 日付所長裁定は廃止）。